

山形屋個別商談会 開催要綱

1 開催要旨

後志地域の新鮮かつ良質な食材やその食材を活用した優れた加工食品の販路開拓・拡大を支援するため、株式会社 山形屋との個別商談会を開催することとし、次のとおり要綱を定める。

2 開催概要

(1) 日時	令和6年(2024年)6月14日(金) 午前の部 9:00~12:00 午後の部 13:00~15:00 ※上記のうち、各事業者30分程度の商談。
(2) 会場	小樽市産業会館2階ホール(小樽市稲穂2丁目17-1)
(3) 主催	後志総合振興局
(4) 開催方法	ア 個別商談形式で実施 イ 試食などを通じて商談 ウ 試食ができない商品はサンプルやカタログの提供により商談

3 来場者について

株式会社 山形屋の各部門担当者 合計10名程度

参考

株式会社 山形屋は、1751年に創業、1917年に設立した鹿児島県鹿児島市に本社を置く百貨店。鹿児島県及び宮崎県に5店舗を展開し、ふるさとのデパートとして地域に親しまれている。道や北海道貿易物産振興会、北海道観光振興機構等が主催し全国の百貨店で開催する「北海道の物産と観光展」について、山形屋では1964年に第1回が開催され、今年度で60回目を迎える。過去には、売上高8億9,700万円で、道が主催する物産展としては日本一を記録するなど、秋の風物詩となっている。

4 参加者の募集について

次のとおり募集する。

(1) 参加対象者	後志管内の一次産品生産者およびワイナリーや酒類製造事業者を含む食品製造・加工業者(15事業者程度)
(2) 対象商品	後志管内で生産された農産・水産・畜産物および加工品・菓子・飲料(酒類を含む)等の食品全般
(3) 参加料	無料 ただし、会場までの交通費や試食に係る費用等は各自負担。
(4) 条件	ア 山形屋(鹿児島県鹿児島市)で11月6日(水)~11月26日(火)に開

	<p>催される「第 60 回 北海道の物産と観光展」(仮) 又は宮崎山形屋で 10 月 30 日(水)～11 月 21 日(木)に開催される同物産展への買取販売での参加または出展の意向があること。</p> <p>※ 1 各物産展の会期は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 山形屋 (鹿児島) 物産展会期 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 弾 : 11 月 6 日(水)～11 月 11 日(月) (6 日間) 第 2 弾 : 11 月 13 日(水)～11 月 18 日(月) (6 日間) 第 3 弾 : 11 月 20 日(水)～11 月 26 日(火) (7 日間) ○ 宮崎山形屋 物産展会期 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 弾 10 月 30 日(水)～11 月 5 日(火) 第 2 弾 11 月 7 日(木)～11 月 13 日(水) 第 3 弾 11 月 15 日(金)～11 月 21 日(木) <p>※ 2 買取販売の条件や出展期間は、商談によって決定していただき、その内容に主催者は関知しません。</p> <p>イ 担当者が会場に出席すること。</p> <p>※ 1 <u>「第 60 回 北海道の物産と観光展」の詳細は別添「催事開催要綱 (仮)」のとおりですが、変更の可能性がございますので、ご了承ください。</u></p> <p>※ 2 <u>本商談会への出展は、「第 60 回 北海道の物産と観光展」への出展を確約するものではございませんので、あらかじめご了承ください。</u></p>
--	---

5 出展申込

(1) 申込方法

ア 別紙 1 「出展申込書」及び別紙 2 「出品明細書」に必要事項を記載のうえ、下記のメールアドレスに送付してください。

(2) 申込期限

令和 6 年 (2024 年) 5 月 17 日 (金) 15 : 00

なお、申込順に受付を行い、先着順で締め切らせていただきます。

6 準備について

(1) 集合時間

商談開始 10 分前に、集合場所にお集まりください。

※ 商談時間・集合場所は別途通知します。

(2) 各出展者で準備するもの

- ア 名刺
- イ 企業紹介パンフレット・商品ごとの詳細なパンフレット
- ウ 試食品・試食品の提供に必要な紙皿・割り箸・爪楊枝等
- エ その他商談に必要なもの

(3) 主催者で準備するもの

- ア 商談テーブル

7 設備について

- (1) 電気の使用については、事前にご相談ください。
- (2) 会場内での火器の使用は厳禁です。
- (3) ゴミは各自でお持ち帰りください。

8 衛生、事故及び責任について

- (1) 試食、商談に当たっては食品表示や食品衛生等の関係法令を遵守してください。
- (1) 参加者は試食品の提供等について最善の注意を払い、事故の防止に務め、万が一、事故が発生した場合の責任は参加者が負うものとします。
- (2) 商談は、参加者と来場者で行っていただき、それぞれの自己責任でお願いします。主催者はその内容に関知しません。

■ 申込・問い合わせ先

北海道後志総合振興局産業振興部商工労働観光課観光戦略室（担当：井上）

TEL：0136-23-1305 FAX：0136-22-0901

Email：inoue.nao1@pref.hokkaido.lg.jp